

24消第912号
平成24年12月25日

社団法人愛媛県エルピーガス協会長 様

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課長



一酸化炭素中毒事故の防止について（要請）

液化石油ガスの保安の確保につきましては、平素から格別の御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

今月15日、県内のパン屋において、ガスオーブンを使用中に、従業員3名が体調不良となり、病院で一酸化炭素中毒と診断される事故が発生しました。原因は、排気筒外側に網がかけられ、埃で目詰まりしていたことから、排気不良により不完全燃焼が発生し、一酸化炭素が室内に滞留したものと推定されています。

このような事故の防止には、一般消費者等の一酸化炭素中毒に対する理解を深めることが不可欠であり、液化石油ガス販売事業者（以下、「販売事業者」という。）による一般消費者等に対する周知活動の徹底が重要であると考えます。

つきましては、一般消費者等に対し、下記の点を特に注意喚起していただくよう、貴協会会員への周知・指導をお願いします。

記

1. ガス機器や給排気設備の点検・手入れ

ガス機器の給排気口の目詰まりや閉そくは、不完全燃焼を引き起こし、高濃度の一酸化炭素の発生原因になることから、ガス機器や給排気設備は、日頃から点検や手入れをすること。

また、通常と燃焼状態が異なるなど異常を感じたら、販売事業者等に連絡して、すぐに点検を受けるなどすること。

2. 換気の徹底

ガスが燃焼するには、新鮮な空気（酸素）が必要であり、空気が不足すると、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素中毒の原因となる。また、排気が十分に行われていないと、排気ガスが室内にあふれて、一酸化炭素中毒を起こすことがある。

これらの点を踏まえ、燃焼器を使用する際は、給気が十分か確認した上で、換気扇及びその他換気装置を使用し、十分に換気すること。

3. 警報器の設置推奨

事故の未然防止のため、CO警報器又は業務用換気警報器の設置を推奨する。

担当
愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課 保安係 二神
TEL：089-912-2320